

第546回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年12月13日（金） 10:00～10:15

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから「第546回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えています。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（異存：なし）

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、事務局から、御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長 事務局、総務課の田上でございます。

まず議題の1、資料3を御覧いただければと思います。「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。

46行目まで行っていたきたいのですが、御案内のとおり、今年の11月22日に、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」におきまして、「電気・ガス料金負担軽

減支援事業」が盛り込まれています。こちらが閣議決定をされたことに伴いまして、今年の12月3日から6日付けで、みなし小売電気事業者、北海道電力以下10者、一般送配電事業者、北海道電力ネットワーク株式会社以下10者、みなしガス小売事業者、東邦瓦斯株式会社1者、一般ガス導管事業者、東京ガスネットワーク株式会社以下2者から、経済産業大臣宛てに特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請がございました。

資料3-1、申請の中身につきましては、「供給条件の概要」で御説明いたしますと、まず、電気（低圧）、来年の7月1日の検針日から3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価から2.5円/kWhを差し引いた額とする。3月の検針日から4月の検針日の前日までに使用される電気については、燃料費調整単価から1.3円/kWhを差し引いた額とするというものでございます。ここにありますように、定額制供給については、みなしkWhに2.5円、1.3円/kWhを乗じた額を差し引いた額とするものでございます。

②、105行目でございます。こちらは、同じように令和7年7月の検針日から令和7年3月の検針日の前日までに使用される電気に適用となる燃料費調整単価につきまして、1.3円/kWhを差し引いた額とする。3月の検針日から4月の検針日の前日までに使用される電気に適用となる燃料費調整単価については、0.7円を差し引いた額とするものでございます。

ガスにつきましては、こちらも料金算定期間の末日が、令和7年1月1日から2月28日に属する料金算定期間においては、基準単位料金、又は調整単位料金から1m³当たり10.0円を引き下げた額を基準単位料金または調整単位料金とする。令和7年3月1日から3月30日に属する料金算定期間においては、同じように基準単位料金又は調整単位料金から1m³当たり5.0円を引き下げた額を基準単位料金又は調整単位料金とするものでございます。

なお、大阪ガスネットワークにつきましては、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直接10.0円/m³又は5.0円/m³を引くことができないため、LNG価格やLPG価格の入力値を調整することで単価を調整することになっております。

こちら、「約款以外の供給条件により供給を必要とする理由」でございます。今回、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施につきまして、この電気・ガス料金の値引きを通じて、生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑みまして、支援対象とする全ての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から関係事業者に要請が行われたことを受け、応

急かつ暫定的な措置として、この措置が必要と考えております。

約款の特例認可につきましては、それぞれ処分基準がございます。こちらに照らして、迅速に需要家にお届けするという事で、本措置を行わせていただきたいと考えております。

経済産業大臣への回答案でございますが、これら29件の供給条件につきましては、電気事業法、ガス事業法の該当条文の規定、審査基準に照らしまして、特別の事情がある場合における供給条件として認可、承認をして差し支えないと考えております。資料3-2、602ページ以降、規制料金、最終保障、離島供給、そしてガスの小売、ガスの最終保障という形で異存はない旨、(経済産業大臣へ) 回答させていただきたいと考えております。

事務局からの御説明は以上になります。御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、経済産業大臣に意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「ガス導管事業者の2023年度託送収支の事後評価について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料4を御覧いただければと思います。「ガス導管事業者の2023年度託送収支の事後評価について」でございます。

(趣旨)でございますけれども、2024年9月4日、9月27日、10月15日及び11月7日付けにおきまして、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取があったところ、10月1日及び11月22日の委員会におきまして、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされております。その後、11月27日に開催された料金制度

専門会合におきまして、事務局において行った評価を確認したため、その結果を報告させていただきます。

当該報告を踏まえまして、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答について御審議いただきたいということでございます。

1.の「評価結果」ですが、25行目まで行っていただきまして、11月27日に開催された料金制度専門会合におきましては、このガス導管事業者の事後評価について、ストック管理・フロー管理という手法におきまして、事務局において行った評価を確認させていただいております。

その評価結果につきましては、資料4－1及び対象事業者全体の結果は、資料4－2をつけておりますけれども、概要につきましては、本資料の37行目以降で書いておりますので、後ほど御説明させていただきます。

29行目でございますけれども、なお、今回の事後評価の対象とならなかった、本年10月以降に託送収支計算書を公表した8事業者につきましては、来年1月以降の料金制度専門会合にて御確認いただき、その結果を、2月以降の本委員会で御報告することとさせていただきますと思っております。

33行目、2.の「経済産業大臣及び各経済産業局長等への回答について」でございますけれども、まず、37行目以降で、今回の確認結果についての概要を記載させていただいております。

(1)が、いわゆるストック管理という手法での確認結果でございますけれども、事後評価の対象事業者のうち株式会社エナジー宇宙（北本エリア）及び小千谷市の2社については、2023年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過したということでございます。

このうち、株式会社エナジー宇宙（北本エリア）につきましては、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合には、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となるということでございます。

また、小千谷市につきましては、2025年4月1日付けで、北陸瓦斯株式会社に事業譲渡を行う予定とされているということでありますので、今後の対応を改めて確認し、料金制度専門会合及び委員会に確認結果を報告することとしたいということでございます。

次に48行目以降ですが、(2)の、これはいわゆるフロー管理の確認結果でございますけれども、事後評価の対象事業者のうち栃木ガス株式会社、鷺宮ガス株式会社、小千谷市、

福山瓦斯株式会社、大牟田瓦斯株式会社、三愛オブリ株式会社、ENEOS エルエヌジー サービス株式会社の7社につきましては、2023 年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過したということでございます。

このうち、栃木ガス株式会社、鷲宮ガス株式会社、福山瓦斯株式会社、大牟田瓦斯株式会社、三愛オブリ株式会社の5社につきましては、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合は、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となるということでございます。

なお、ENEOS エルエヌジー サービス株式会社につきましては、本年4月1日に託送供給約款の料金の値下げ届出が行われているため、変更命令の対象からは除外する、また、小千谷市につきましては(1)と同様ですけれども、2025 年4月1日付けで北陸瓦斯株式会社に事業譲渡を行う予定とされておりますので、今後の対応を改めて確認し、料金制度専門会合及び委員会に確認結果を報告することとしたいということでございます。

それから、(3)でございますけれども、上記(1)、(2)に該当しない事業者については、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められなかったということでございます。

以上を踏まえて、34 行目でございますけれども、委員会としては、資料4-3で経済産業大臣及び各経済産業局長に、該当事業者について、この確認結果を適用したものを回答案として作成させていただいておりますので、この資料4-3のとおり回答を行うこととしたいということでございます。

私からの説明は、以上になります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定した議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長 ありがとうございます。

本日の会合の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——